

菊池市告示第 53 号

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対する経済対策等融資利子補給金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 19 日

菊池市長 江 頭 実

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対する経済対策等  
融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた中小企業者に対する融資利子補給金の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成 19 年規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」という。)により事業に影響を受けた中小企業者の経済再生支援を図ることを目的とする。

(利子補給の対象者)

第 3 条 利子補給の対象者は、中小企業者で、令和 2 年 1 月 29 日から令和 2 年 10 月末日までの期間に、次に掲げる資金の融資を受けた者とする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症に係る貸付
- (2) 熊本県金融円滑化特別資金(県独自の新型コロナウイルス感染症対策分)
- (3) 熊本県金融円滑化特別資金(国指定のセーフティネット分)
- (4) 熊本県小規模事業者おうえん資金
- (5) 緊急時短期資金
- (6) その他新型コロナウイルスの影響による貸付で市長が認めるもの

2 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金融機関から前項各号に掲げる融資を受けた中小企業者で、市税に未納がない者とする。

3 申請者は、法人にあっては本店所在地が菊池市であること、個人事業者にあっては代表者住所が菊池市であることとする。

(利子補給金の額及び対象期間)

第 4 条 利子補給金の額は、前条第 1 項各号に掲げる融資に係る利子の支払額に相当する額(延滞利子の額を除く。以下同じ。)で、借受人が取扱金融機関に 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に支払った額とする。ただし、国又は県の利子補給金(以下「国県利子補給金」という。)の交付を受ける場合にあっては、当該国県利子補給金に相当する額を除いた額とする。

2 利子補給金の対象期間は、当該資金の貸付実行日から 3 年以内とする。

(商工会への委任及び交付の申請)

第5条 申請者は、利子補給金の申請、次条に規定する利子補給金の決定の通知及び第7条に規定する利子補給金の交付について、菊池市商工会(以下「商工会」という。)へ委任するものとする。

2 前項の規定による委任を受けた商工会は、規則様式第1号の1に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、第4条に定める期間の経過後30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 融資に係る金銭消費貸借契約書等借入れを証する書類及び貸付金償還予定表等の写し(いずれも初年度に限る。)

(2) 融資に係る資金の取扱金融機関が発行する利子受入実績証明書

(3) 申請者の市税の未納がない証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、商工会から前条に規定する書類の提出を受けた場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則様式第2号に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(交付)

第7条 商工会は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けたときは、規則様式第7号に規定する補助金等交付請求書により、利子補給金の交付を市長に請求し、交付を受けるものとする。

2 第5条の規定により委任を受けた商工会は、決定の通知、利子補給金の交付を受けたときは、遅滞なく申請者に連絡及び交付しなければならない。

(利子補給金の返還)

第8条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 融資資金を目的外に使用したとき。

(2) 虚偽の申請により利子補給金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年1月29日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。